

4. 仮設住宅・借り上げ住宅

(1) 仮設住宅・借り上げ住宅

ポイント

- ・ 仮設住宅の募集はいつ行われているのかわからない
- ・ 障害者の優先入居
- ・ 周辺道路は歩きやすいところを希望すること
- ・ 角地やわかりやすいところを希望すること
- ・ 公共交通機関が利用しやすいところを希望すること

東日本大震災では、家が全壊、半壊し、住むことができなくなり、すぐには家を建て直すことができない人が多くいました。その人達のために仮設住宅や借り上げ住宅が設けられています。借り上げ住宅は被災世帯が入居する民間賃貸住宅を、県が借り上げ、一定額の家賃や共益費などを2年間負担する制度で、国費と県費でまかなう制度です。

仮設住宅では障害者を優先的に入居させてくれる自治体も多くあります。仮設住宅の入居の案内は、避難所の掲示板やホームページ、広報紙などで知らせることが多く、情報を入手するのは難しいです。自宅での生活が困難な場合は避難所の責任者や自治体の職員に仮設住宅へ入居したい旨を伝えることが大切です。視覚障害者にとって利用しやすい仮設住宅・借り上げ住宅を希望し、周辺道路は歩きやすく、わかりやすい場所等、具体的に伝えましょう。

また、仮設住宅や借り上げ住宅では、今まで住んでいた場所から、遠くに割り当てられることもあります。環境が全く変わって

しまいますので、その新しい地域でも移動ができるよう、改めてメンタルマップ（頭の中で描く地図）を作成するなどの自立した生活を送ることが求められます。



(2) 仮設住宅・借り上げ住宅における課題

仮設住宅・借り上げ住宅については次の課題が上げられます。

・入居者募集の広報

仮設住宅や借り上げ住宅の入居募集案内は、ほとんどが避難所の掲示板に貼ってあることや、行政のホームページに掲載するのみであり、視覚障害者が入居の情報を取得するのが難しい。

・障害のある人のためのバリアフリー化

仮設住宅において言われているバリアフリー化は、一般的な玄関、トイレ、浴室などの段差にスロープや手すりを付けることですが、視覚障害者の特性に配慮されたバリアフリーは少し異なります。そのため、自分自身が利用しやすい位置や場所。歩きやすいところなどは具体的に入居前に要求しなければなりません。

また、借り上げ住宅は一般のアパートやマンション、公団が指定されていることが多いので、視覚障害者に適したバリアフリーになっているとは言えません。

なお、仮設住宅であれば、周りの人達も災害で避難している方ですので、情報交換や、周辺とのコミュニケーションを取りやすいことが利点としてあげられます。借り上げ住宅では、近隣は一般の人ですので、情報交換や、コミュニケーションは難しくなりますが、周囲から干渉されずにプライバシーの確保という利点があげられます。

・福祉サービスについて

仮設住宅や借り上げ住宅では、障害者のための支援員が常時配置されているわけではありません。近隣の住民に視覚障害者であることを伝え、援助や支援を受けることが大切です。

・鍼灸マッサージ業に関して

多くの視覚障害者は鍼灸マッサージ業を営んでいます。災害時、仮設住宅で、鍼灸マッサージ業を行うことが認められてい

ます。東日本大震災では、実際に仮設住宅において、鍼灸マッサージ業を行った人がいますが、その申請基準は一般的な治療院と同じ基準を満たさなければなりません。仮設住宅はあくまで、一時的な居住を目的につくられたものであることから、普段の居住空間に、待合室と治療室を仕切らなければならず、狭い仮設住宅の中では非常に困難です。

・騒音等について

仮設住宅は一時的な居住の安定を図ることが目的で立てられていますので、壁や屋根は薄く、車の音や近隣の声が聞こえ、ドアの閉まる音や、人が歩く音、振動が伝わって、聞こえてしまいます。音に敏感な視覚障害者にとっては、厳しい環境であると言えます。

また、壁や屋根が薄いため、冷暖対策をとる必要があります。

・入居期間について

仮設住宅等の入居期間は原則２年間とされています。阪神淡路大震災においては、仮設住宅の入居期間が延長されました。

また、東日本大震災では、原発事故により入居されている方への対応や、復興の遅れている地域の方に対し、延長されると思われる。借り上げ住宅は一度入居すると、他の応急仮設住宅（公営住宅や借り上げ住宅等）への転居は、世帯分離した場合も含めて原則認められていないなど、厳しい条件がありますので、仮設住宅と借り上げ住宅のどちらにするか、家族で十分に検討してから申し込む必要があります。

・適正な利用について

仮設住宅を実際には利用せずに倉庫代わりに利用しているケースがありました。無人なことを良いことに関係のない人が住み、治安の悪化を招いてしまいます。本来は、自宅に住むことが困難な人達のための仮設住宅ですので、居住以外の利用は厳しく取り締まる必要があります。

(3) 仮設住宅・借り上げ住宅への入居

仮設住宅や借り上げ住宅の入居については、避難所の責任者や地域の人から情報提供を受けられる体制をつくっておくことが重要です。また、入居申込の際は、自分に視覚障害があることを伝え、入居の際には、利便性の高い場所へ入居できるよう依頼しましょう。

- ・バス停や駅の近く等、公共交通機関を利用しやすい場所であること。
- ・同じかたちの仮設住宅の中で、どこが自宅かわかりやすい場所であること。
- ・白杖でも歩きにくい砂利道部分の歩行がなるべく少ない場所であること。
- ・訪問者の確認が困難なため、インターホンが必ず設置されていること。

以上が最低限ある場所に入居できるように依頼しましょう。

一般的にバリアフリー化された仮設住宅は、手すりやスロープが設置されているのみで、車椅子対応と考えていた方がよいと思います。バリアフリーという言葉ではなく、移動しやすい等、利便性の高い場所を選びましょう。

鍼灸マッサージ業を仮設住宅で営む際には、他の避難している方々の健康の増進のためにもいいことを伝えて、仮設住宅内の集会所を使わせてもらうことなども責任者の方に相談してみるといいと思います。

